

ごみ

家庭ごみ収集

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

家庭ごみ収集は9分別収集となっています。収集区分ごとに定められた排出方法を守ってください。

事業活動で発生したごみは、町の収集に出すことはできません。事業活動（会社、商店、農業、工場など）で発生したごみは、事業者自らが適正な方法で処分するように法律で定められています。家庭ごみ収集の詳細は別に配布してある「家庭ごみの出し方、分け方」をご覧ください。

○ごみの分別区分

分別区分		指定袋	代表的な品目	出し方の注意
もやせるごみ(有料)	厨芥類(生ごみ)	赤文字の指定袋	野菜、魚、肉類の調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油などの台所のごみ	水切りを徹底して
	紙くず類		ビニールなどが塗られた紙、汚れた紙などリサイクルに不適な紙類、使い捨てカイロ、紙おむつ（汚物は取り除く）など	おむつは汚物を取り除いて透明又は半透明の袋に入れて出す（無料）
	木くず類		木片、草木（土砂は取り除く）、60cm以下の木工製品（60cm以上1m未満は雑貨品・小型廃家電類へ出す）など	剪定枝類は一本の直径15cm以下で、長さ60cm直径30cm以下に縛って3束まで（無料）
	布くず類		汚れてリサイクルに適さない衣類や布類、ぬいぐるみなど	金属は取り外す
	食品容器プラスチック		食品が付着したラップ、トレー、アルミ箔、調味料などが入っていたプラスチック容器、菓子袋など	金属のふたは取り外す、洗剤容器は除く
	その他		保冷剤、乾燥剤、歯ブラシ、歯磨きチューブ、石鹸、ロウソク、かばん、革靴、ズック類、1m未満のうすべり(ござ類)など	
雑貨品・小型廃家電類(有料)		青文字の指定袋	小型の廃家電類、小型の家具類、傘、玩具類、鍋、やかん、ポット、アイロン、照明器具、空き缶以外の金属類、金属のふた、針金入りハンガー、一斗缶、白熱電球、ワープロ、ガスレンジ、石油ストーブ（反射式、芯出し式に限る）、口紅、アルバム、電卓、包丁、ライターは中身を使い切った	乾電池や燃料類は抜いて出す。一辺の長さが1m未満のもの
プラスチック類(有料)		黄色文字の指定袋	食品用以外のプラスチック類、金属を含まないプラスチックだけの素材でできた製品類（洗剤・化粧品類の容器類、バケツ・ビニールカバー等の日用品類、ハンガー、発泡スチロール類、買い物袋、CDディスク、ビニールシート、テレホンカード、ブレンダー、ネガフィルム）	木や金属類は取り外すか切り取り、プラスチックだけにすること
埋立ごみ(有料)		茶色文字の指定袋	陶磁器類、耐熱ガラス、板ガラス、瀬戸くず、ガラスくず、植木鉢、土鍋、など	鋭利な部分があるものは、紙等に包んで出す
ビン・カン(資源物)(無料)	ビン類	透明袋（緑文字の旧指定袋も使えます）	ジュースびん、洋酒びん、ドリンクびん、化粧品びん、欠けた程度のガラスコップ、佃煮びん、のりびん、ガラス製哺乳びんなどの集団回収になじまないもの	中を洗って出す。ビンのふたは雑貨品・小型廃家電類に出す。ビン・カンの中に、たばこ等の異物は絶対入れないでください
	カン類		ジュース缶、ビール缶、菓子缶、缶詰缶（中身の無い物）、のり缶などの金属缶類	
スプレー缶・カセットボンベ(無料)		透明袋	スプレー缶、カセットボンベ	使い切って穴をあけずに出す
ペットボトル(無料)		透明袋(だいたい文字の旧指定袋も使えます)	清涼飲料類、しょうゆ、酒類（料理酒・洋酒・焼酎・本みりん）。金属のふたは雑貨品・小型廃家電類、プラスチックのふたはプラスチック類	ペットボトルマークが表示されているもののみ、中を洗って出す。ラベルははがしてプラスチック類で出す。
水銀含有ごみ(無料)		透明袋	乾電池、電池、ボタン電池、水銀体温計、蛍光管、鏡	水銀体温計と乾電池は別々の袋に分けて出す
粗大ごみ(有料)			タンス、テーブル、机、本棚、下駄箱、食器棚、サイドボード、ベッド枠、ベッドマット、脚立、畳、オルガン、足踏みミシン、自転車、ファンヒーター、ふとん、カーペット、電子レンジなど	一辺の長さが1m以上1.8m未満、重さ80kg以下のもの。ただし、大きさに関係なく粗大ごみの対象となる品目があります

※「もやせるごみ」、「雑貨品・小型廃家電類」、「プラスチック類」、「埋立ごみ」で指定袋に入らないものは、1枚60円の共通収集シールを貼って、ごみ区分ごとの指定された収集曜日に出して下さい。

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

○町で収集しないもの

- ・家電リサイクル対象6品目
ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
…小売店に依頼、もしくは指定引取場所へ自己搬入
- ・事業活動（店舗、飲食店、事務所等）に伴うごみ
…専門収集業者等に依頼してください。
- ・家庭で一時的に多量に出たごみ
引越し、家屋解体、火災時のごみ等
…専門業者へ依頼、もしくは自己搬入
- ・危険性を有するもの
農薬、薬品、バッテリー、感染性廃棄物（鋭利なものに限る）
…買い求めた店、取り扱い店、専門業者に依頼
- ・引火性を有するもの
ガスボンベ、貯油タンク、塗料、溶剤、火薬、花火等
…買い求めた店、取り扱い店に依頼
- ・その他
自動車用部品（タイヤ、ホイール含）農機具、ピアノ、1.8mを超えるもの、80kgを超えるもの、鉄の塊（厚さ3mm以上のもの）、パソコン、原付バイク
…専門業者、取り扱い店に依頼

○ごみの有料化とは？

町民の皆様が指定のごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を負担していただくこととなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

○各ごみ指定袋の値段は？

ごみの種類／袋の種類	特大袋 (60リットル)	大袋 (35リットル)	小袋 (20リットル)	極小袋 (10リットル)
もやせるごみ	1枚60円	1枚35円	1枚20円	1枚10円
プラスチック類	—	1枚35円	1枚20円	—
雑貨品・小型廃家電類	—	1枚35円	1枚20円	—
埋立ごみ	—	—	1枚20円	1枚10円
上記ごみの中で袋に入らないもの	1枚60円の共通収集シール			

※共通収集シールとは、「もやせるごみ」、「プラスチック類」、「雑貨品、小型廃家電類」、「埋立ごみ」で、袋に入らないごみに共通して貼るものです。これまで、袋に入れずにそのまま収集所に出していたものについては、共通収集シールを直接ごみに貼って出すこととなります。

※なお、ごみ袋及び共通収集シールは町内の指定販売店より購入していただくこととなります。

※粗大ごみは従来どおり有料となります。

○他のごみの出し方は？

◇有料化対象としないごみについて

有料化対象外のごみ及びその出し方については、次の表にまとめていますので、ご確認下さい。

有料化対象外ごみ	ごみの出し方
ビン・カン	指定袋は設けず、それぞれ透明袋に入れて出します。 (※ビン・カン、ペットボトルの旧指定袋を使用して出すこともできます)
ペットボトル	
紙おむつ	透明袋又は半透明袋に入れて出します。
古紙類 (新聞紙、段ボール、雑誌、雑がみ)	従来どおりの出し方になります。
水銀含有ごみ(乾電池、蛍光灯等)	
剪定枝(家庭用)	
指定の小型家電類	旧役場資源物拠点回収へ出します。

◇町内の一斉清掃やごみ収集所の管理で出たごみについて

町でボランティア袋を支給します。町内会や団体などで申し出てください。(ボランティア袋も分別していただく必要があります。)

資源回収

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

町内で行われているものに、子ども会、小中学校PTAなどの団体が中心となって行う集団資源回収と、町が定期的に行う資源回収があります。

集団資源回収は、子ども会、小中学校PTA、各団体ごとに実施しています。回収対象は、雑誌、段ボール、新聞紙、牛乳パック、ビン類、ぼろ布などです。

町の回収は、ご家庭で出される雑誌（雑がみを含む）、段ボール、新聞紙・古着・古布を指定した日に回収しています。また、指定の小型家電類についても、旧役場の資源物拠点回収で回収しています。会社、商店、工場などの事業活動で発生したものは回収いたしません。

子ども会、小中学校PTAなどの団体は、資源物の回収量に応じて町から交付される資源回収推進奨励金が重要な活動資金源となっています。皆様のご協力をお願いします。



衛生

し尿くみ取り

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

町が許可した業者が行います。お盆前や年末には申し込みが集中しますので、お早めに申し込んでください。

許可業者名

(有)吉田総合商事 TEL 664-7258

(有)原田衛生 TEL 664-5321

合併処理浄化槽の設置

問い合わせ ▶ 地域整備係・下水道係
TEL667-1113

下水道区域以外で合併処理浄化槽を設置した場合は、設置届を2部提出してください。また、定期的な保守点検・清掃と年1回の水質検査を行ってください。これは法律で義務付けられています。

なお、新築・増改築時に合併処理浄化槽を設置した場合および汲み取り式トイレ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合には補助制度がありますので、工事をする前に下水道係へお問い合わせください。

生活環境

公害

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚染についてのご相談に応じています。

消費生活

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL666-8911

環境汚染が深刻な社会問題となり、健康商法やかたかり商法などの悪徳商法による被害も依然としてみられるなど、消費者一人ひとりの責任ある行動が問われています。

消費者の身近なアドバイザーとして、団体やグループの学習をお手伝いするのが県消費生活サポーターです。話を聞いて、より賢い消費者になりましょう。講習を希望される場合は、県消費生活センター(TEL 624-0999)に申し込んでください。

町営住宅の入居

問い合わせ ▶ 管理用地係 TEL667-1113

町営住宅に入居できるのは、次の条件をすべて満たす方です。

1. 同居する親族がいること (一部単身入居可)
2. 収入基準にあうこと
3. 住宅に困っていること
4. 町税等を滞納していないこと

入居者の募集は、広報紙などでお知らせします。



3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

ペット

ペットを飼っている方

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

◆犬の予防注射

犬を飼ったときは、登録と年に1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

○登録

生活環境係で随時または集合接種時に受け付けします。また、動物病院でも受け付けをしています。

○予防注射

生後91日以上の子犬は狂犬病予防注射が義務づけられています。日程は広報紙でお知らせします。登録済みの場合はハガキで個人通知します。また、随時動物病院でも接種することができます。

◆犬が人を咬んだとき

飼い犬が人を咬んだ場合は、飼い主が保健所に届け出るように義務づけられています。犬に咬まれた場合は、すぐに治療をうけ保健所（TEL622-2543）または生活環境係に被害を申し出てください。

◆ペットが死亡したら

犬が死亡した場合には生活環境係に死亡届を出してください。印鑑・鑑札・注射済証をご持参ください。ペットの死体焼却は、山形市のエネルギー回収施設（立谷川）の小動物専用焼却炉で処理することができます。エネルギー回収施設（立谷川）で手続きを行ってください。なお、手数料は3,000円です。

◆犬がいなくなった時には

保健所（TEL 622-2543）または駐在所へ問い合わせをしてください。

◆犬の所有者、所在地が変更になったときには

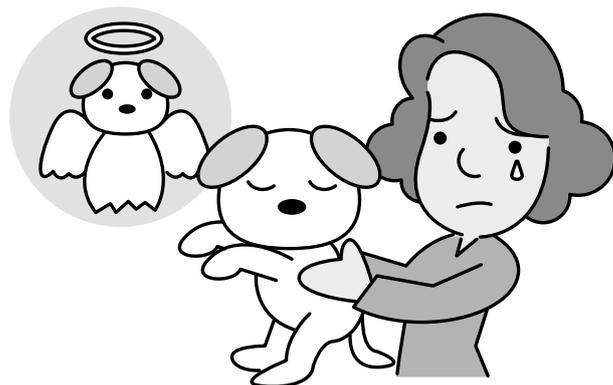
新しい住所地の市町村へ届けが必要です。身分を証明するものと鑑札をご持参ください。

野鳥を飼養する場合

問い合わせ ▶ 農政係 TEL667-1106

◆野鳥の飼養は救護のみです

平成24年4月からすべての野鳥は愛がん目的での飼養が法律で禁止されました。野鳥を飼養できるのは傷ついた野鳥の救護による場合のみであり、30日以上飼養する際は必ず町へ飼養登録の手続きを行ってください。野鳥は自然の中で観賞しましょう。



上水道

上水道

問い合わせ ▶ **最上川中部水道企業団**
TEL662-2163
〒990-0401 中山町大字長崎4848番地

飲み水などの水道事業は最上川中部水道企業団が行っています。

◆引っ越し・転居

家屋の新築や引っ越しなどで水道を使い始めるときや転居などにより使用している水道を中止するときは、早めに企業団へ連絡してください。(転居されるときは、3～4日前までに)

◆所有者や使用者変更・廃止

水道の所有者・使用者が変わるときや廃止するときは、届け出してください。届け出用紙は企業団および指定工事店に準備してあります。

◆水道工事と手続き

新設・改造・修理などにより、水道工事が必要になったときは、企業団指定工事業者に、ご相談・お申し込みください。指定工事業者が皆さんに代わって、申し込みをいたします。

簡易水道など

問い合わせ ▶ **下水道係 TEL667-1113**

町では、次の簡易水道などを管理しています。

- ・築北簡易水道
- ・大蔵簡易水道
- ・杉下飲料水供給施設
- ・西黒森、檜実沢、撰待飲雑用水供給施設

これらの施設から給水を開始、廃止、変更するときや工事をするとき、所定の手続きをしてください。

下水道

下水道

問い合わせ ▶ **下水道係 TEL667-1113**

◆引っ越し・転居

引っ越しなどで水道を使い始めるときや転居などにより使用している水道を中止するとき(下水道が設置されている場合)は、早めに申し出てください。

◆所有者や使用者変更・廃止

下水道の所有者・使用者が変わるときや廃止するときは、届け出してください。廃止または中止する場合、届け出がないと下水道使用料が発生してしまいます。届け出用紙は町ホームページや下水道係および下水道指定工事店にありますので早めに提出してください。

◆下水道工事と手続き

新設・改造・修理などにより、下水道工事が必要になったときは、下水道指定工事店にご相談・お申し込みください。下水道指定工事店が皆さんに代わって、申し込みをいたします。

使用料金表(1ヶ月につき)

基本料金(～10m ³)	1,500円
11m ³ ～30m ³	160円
31m ³ ～	170円

※下水道使用料には別途、消費税相当額が加算されます。
※下水道使用料は、水道料金と合わせて2ヶ月ごと請求されます。

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

安全・安心

火災を見たら……119番

火事のときは、「火事です!!山辺町△△〇〇番地の〇〇さんの住宅で、2階が燃えています。」のように、場所・目標・状況をはっきりと通報してください。

火 災

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

消防車両の出動などに関する問い合わせ
山形市消防本部災害情報テレホンサービス
TEL050-1807-3119

◆火が出たら！

○早く知らせる

「火事だ」と大声で近所の人に知らせましょう。もしも声が出ないときには、ヤカンなどをたたき異変を知らせましょう。どんなに小さな火でも119番に通報してください。一人で内緒で処理しようと思うことは、もっとも危険なことです。

○早く消火する

火が出てから3分以内が消火できる限界です。水や消火器だけでなく、手近にある座布団や毛布なども活用してください。ただし、油火災のときに水を使うと、燃え広がったり、やけどを負ったりして危険です。

○早く逃げる

壁から天井に火が燃え移ったら、いさぎよく避難してください。火災で一番怖いのは煙と有毒ガスです。最近の住宅は、炎をあまり出さずに煙やガスを出し、その煙やガスは、あなたが歩くより早いのです。そして、一度外へ逃げたら、決して中へ戻らないでください。

以上の3原則を守り、あわてず落ち着いて行動してください。

◆消防団

町消防団は皆さんの生命・財産を守るため昼夜を問わず活動しています。「自分たちの町は自分たちで守る」この精神で頑張っています。地元消防団活動にご理解とご協力をお願いします。

火災予防

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

◆住宅用火災警報器の設置

住宅火災から生命を守るために、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。住宅火災からの逃げ遅れによる死傷者をなくすために、住宅用火災報知器を設置しましょう。

◆住宅用消火器の設置について

みなさんのお宅には消火器はありますか。消火器の設置は初期消火に非常に有効です。古くなっていたり、サビが付いている消火器を使用するのは危険ですので、必ず使用期限をご確認ください。

災害互助会

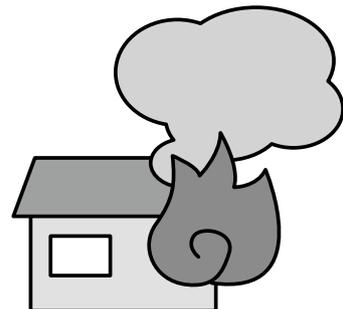
問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

災害互助会では、不幸にして火災にあわれた方に対し、見舞金をお渡ししています。

◆見舞金

居住する住宅が全焼 最高 1,000,000円

部分的な被害の場合は、その程度により額を決定します。詳しくはお問い合わせください。



救急車が必要なときは…119番

救急車を要請する時はあわてず、はっきりと通報すればその分早く到着します。

救 急

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119

○救急車の出動

救急車は、交通事故などの負傷者や急病人を一刻も早く治療を受けさせるために通報者からの聴き取り中でも出動しています。落ち着いて教えてください。

○救急車を要請するときは

1. 現在地と患者さんの年齢、性別
2. 傷病の具体的な状況とその原因
3. 患者さんの呼吸、意識、出血の有無
4. 持病とかかりつけの病院名
5. あなたの名前と電話番号

以上を、あわてずはっきりと伝えてください。

24時間 健康・医療相談サービス

問い合わせ ▶ 防災係
TEL667-1119



119番に迷ったときは

24時間健康・医療相談サービス

0120-023-660

【山形市・山辺町・中山町にお住まいの方が対象です】

専門スタッフが24時間無料で、わかりやすくアドバイスいたします。

防 災

問い合わせ ▶ 危機管理係 TEL667-1119

◆日頃の準備

災害時の被害を最小限に抑えるためには、日頃の準備が大切です。

「防災マップ」で、事前にお住いの地域の危険を調べましょう。

家庭内の備蓄、非常持ち出し品や避難時の対応などを、家族でしっかりと確認しましょう。

【「防災マップ」を活用しよう】

町では、町内の浸水想定区域や土砂災害（特別警戒区域、避難場所、その他防災関連情報などが明記された「防災マップ」を作成し全戸配布しています。平常時から、「防災マップ」の内容を確認し、避難ルートや避難所、避難する際に注意することなどを確認しましょう。

【家族で連絡ルールを決めておこう】

○集合場所、避難場所の確認

避難場所と避難所、避難経路や所要時間を確認しておきましょう。

○どこに避難したかを知らせる

メモ用紙などに避難先を書いておきましょう。家のどこに貼っておくかも確認しておきましょう。

○共通の連絡先を決めておく

携帯電話が使えなくても困らないよう、遠方の親戚などの連絡先を決めておきましょう。

◆非常用備蓄品

災害復旧までの3日間～1週間を生活できるよう準備しておきましょう。

非常用備蓄品（例）

（最低3日分、できれば1週間分）

□食料、飲料水

カップ麺、乾麺、レトルト食品、乾パン、缶詰、ビスケット、チョコレートなど

飲料水は1人1日3ℓが目安

□1週間を想定した工夫と備え（ローリングストック法）

非常食の備蓄だけでなく冷蔵庫なども活用し、1週間分の食料を備えましょう。

□生活必需品

トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ランタン、卓上コンロ（予備ボンベも）、暖房類（電気を使用しない石油ストーブ、燃料、使い捨てカイロ、防寒衣、毛布など）、懐中電灯（できれば1人1つ）、電池式携帯ラジオ（予備電池も）、モバイルバッテリー、携帯トイレなど

3

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

◆情報の収集

【防災放送などで正しい情報入手】

- 防災放送や登録制メール、ホームページ、SNS等により伝達される町からの情報に注意しましょう。
- テレビやラジオの報道に注意して、デマに惑わされないようにしましょう。
- 電話は緊急連絡を優先しましょう。
- 災害用伝言ダイヤルを活用しましょう

防災放送自動音声応答システム

防災放送でお知らせした情報を電話で確認することができます。

【自動音声応答電話番号】TEL629-0011

山辺町登録制メール

町からの災害情報などを配信しています。
以下のサイト、URLからご登録ください。

(パソコン・スマートフォン)
<https://plus.sugumail.com/usr/yamanobe/home>



(携帯電話)
<https://m.sugumail.com/m/yamanobe/home>



災害用伝言ダイヤル171

☎171をダイヤルし、ガイダンスに従い伝言の録音・再生を行ってください。

災害用伝言版web171

<https://www.web171.jp/>にアクセスし、伝言の登録・確認を行ってください。

◆非常持ち出し品

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。

非常持ち出し品 (例)

- 貴重品
現金、通帳、印鑑、マイナンバーカード、保険証、携帯電話(充電器)、モバイルバッテリーなど
- 非常食・水
- 懐中電灯・携帯ラジオ

衣類・タオル・衛生用品

衣類(防寒用も)、タオル、ウェットティッシュ、洗面用具、携帯トイレ、生理用品、毛布、寝袋、使い捨てカイロ、マスク、軍手など

医薬品

傷薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬、常備薬、お薬手帳など

その他

乳児用ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ、ペット用品

◆警戒レベルと避難行動等

警戒レベル5【緊急安全確保】

すでに災害が発生または切迫している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。

～～警戒レベル4までに必ず避難～～

警戒レベル4【避難指示】

速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。公的な指定避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。

警戒レベル3【高齢者等避難】

避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難しましょう。その他の人は、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

警戒レベル2【大雨注意報、洪水注意報等】

避難に備え、防災マップ等で、自分の避難行動を確認しましょう。

警戒レベル1【早期注意情報】

災害への心構えを高めましょう

◆いざというとき

◇風水害編

○風水害が発生する前に

雨の強さと降り方 ※1時間の雨量

やや強い雨	10mm以上 20mm未満	たぐさんの水たまり
強い雨	20mm以上 30mm未満	側溝が溢れる
激しい雨	30mm以上 50mm未満	道路が川のように
非常に激しい雨	50mm以上 80mm未満	傘が全く役に立たない。視界不良。車の運転は危険
猛烈な雨	80mm以上	

○土砂災害に注意

①がけ崩れ

大雨や長雨などの影響で台地や段丘などの急な斜面が崩れる現象をいい、突発的で局所的に起きます。

②地すべり

地中に染み込んだ融雪水など地下水が起因となって、緩やかな斜面の土がゆっくりと広範囲で滑り落ちる現象をいい、同じ所で繰り返し発生する可能性があります。

③土石流

集中豪雨などがあると、大量の水が渓流内の土や石、砂などととも、一気に津波のように流れてくることをいいます。

【台風などの時期には十分な警戒を】

がけ崩れのほとんどは、大雨や長雨、集中豪雨などによる多量の水が、地中に染み込んで、抵抗力が弱くなった斜面が崩れ落ちやすくなるもので、台風などの時期に集中発生しています。また、雨が止んだ後で災害が起こる場合もあるので、十分な警戒が必要です。

【こんな前触れに要注意】

- ・山鳴りや木立の裂ける音がする。
- ・川の水が急に濁り、流木が混じり始める。
- ・雨が降り続けているのに、河川の水量が減る。
- ・沢の湧き水や井戸の水が濁る。
- ・斜面から水が吹き出したり、地面に亀裂が入る。

【安全な避難のポイント】

①歩ける水の深さ

水深が50cm(ひざ上)を超えてからの歩行は危険です。また、水の流れ等により水深20cm程度でも歩けないことがあります。決して無理をせず、万が一、逃げ遅れたときは建物の2階以上で救助を待ってください。

②避難は徒歩で

車は数十cmの浸水でも浮いて動かなくなるので危険です。他の避難者や救急車両の妨げにもなりますので注意しましょう。

③マンホールや側溝に注意

急激な大雨が下水管に流れ込むと、マンホールのおふたが開いてしまうこともあります。マンホールや側溝への転落に十分注意してください。

◇地震編

○地震が発生する前に

家の中の安全対策

本棚やたんす、食器棚など大きな家具が倒れたり、扉が開かないように固定しましょう。また、地震による電気火災には一定以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気を遮断する感震ブレーカーが有効です。

○地震が起きたら

突然地震に見舞われたらどのように行動すれば良いのでしょうか。地震発生時にどこにいるかによって、行動が異なります。また、揺れているとき、揺れが収まってからの行動も変わります。それぞれの場合の最適な行動を紹介します。

【揺れているとき】

まずは身を守ることを最優先に、姿勢を低くし、頭を守り、むやみに動かずに、揺れが収まるのを待ちましょう。

在宅中の場合

- ・倒れそうな家具から離れ、テーブルなどの下に隠れて頭を守りましょう。
- ・余裕があれば、閉じ込められないよう扉を開けましょう。
- ・慌てて外に出るのは危険です。

外出中の場合

①屋外で

ブロック塀や自動販売機、看板などの落下・倒れる危険があるものから離れ、カバンなどで頭を守りましょう。

②エレベーターの中で

全ての階のボタンを押し、速やかに降ります。降りられなくなったときは、インターホンで外と連絡を取ります。

③学校で

頭を守り、机の下へ隠れます。先生の指示に従い、慌てずにみんなと一緒に行動しましょう。

【揺れが収まったら】

落ち着いて周囲を確認して、ラジオなどで情報収集。家族の安否の確認をしましょう。また、大きな地震の後には、同程度の地震がしばらく続く場合がありますので注意しましょう。

自分の周りの様子を確認

在宅中の場合

- ・暖房器具や火は消し、ガスの元栓を締め、出火を防ぎましょう。
- ・落下物や足元に注意しながら家の内外を目視しましょう。
- ・近所で声を掛け合しましょう。

外出中の場合

- ・落下物や足元に注意しながら周辺を目視してください。
- ・余震に備えてブロック塀や建物等から離れてください。

【避難が必要なとき】

家が傾き倒壊の危険があったり、自宅の周辺で土砂災害や火災の危険がある場合は、避難しましょう。

いざ避難のときには

①土砂災害から身を守る

避難中に雨が降っている場合は、地盤が緩むため特に注意しましょう。

②火災からの避難

- ・物を持たずに、早く避難してください。
- ・煙は上からたまるので、姿勢を低くし、下の階に向かって逃げてください。

- ・ドアは閉めて逃げてください（延焼、煙の拡散防止）。

- ・煙を吸わないように、ぬれたタオル（無ければ服の袖等）で、口と鼻を押さえてください。

③避難は歩いて

道路に裂け目ができたり、マンホールが飛び出していることがあるので注意してください。避難所へ行く際はテレビ、ラジオ、町ホームページなどで事前に開設状況を確認し、安全を確かめながら向かってください。普段から「防災マップ」で避難所や危険な場所を確認しておきましょう。

- ・ヘルメットや防災頭巾等で頭部を保護しましょう。
- ・長袖、長ズボンで動きやすい服装で避難してください。
- ・非常持出品はリュックに入れて背負い、両手が使えるようにしましょう。
- ・底が厚く履き慣れた運動靴をはきましょう。
- ・マスクやゴーグル、タオルを用意しましょう。

【「とどまる」か「帰る」か「避難する」か決める】

自宅以外で安全な場所にいるならその場に「とどまる」、家に被害がなければ「帰る」、被災していれば「避難する」かを決めます。

交通安全

交通災害共済見舞金

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

交通事故の被害者をお互いに助け合うための制度で、年会費は1人400円です。

万一の事故に備えて、家族全員加入しましょう。

○共済見舞金

治療期間と治療実日数により2万円から15万円の範囲内で支払われます。（後遺傷害50万円、死亡100万円）交通事故発生の日から、1年以内に請求してください。

○交通遺児に対する一時金の支給

会員である父母（養父母）または、生計の中心者が交通事故で死亡したとき、生計を同じくする満18歳までの子どもに一時金を支給します。

一時金の額は、第一子30万円・第二子20万円・第三子以下10万円です。支給事由発生の日から、1年以内に請求してください。

また、山形県交通安全母の会連合会では激励見舞金や勉学等奨励金等の給付を行っております。